

云へリ、是故ヲ以テ六尺男トイへリ、是故ヲ以テ六尺ト呼來レルナルベシ、上ノ諸説ノ如ク、巧
ミ考タルコトニハ非ル成ベシ、此六尺ノ夫ヲ駕ゴノ者、又カゴ昇ト云ヒ習ハセリ、大ナル謬ナ
勿論カ、タキモナキ
コトナリ、猶可考、

〔八倫訓蒙圖彙〕駕籠者 京六尺をよしとす、上のかき手といふは、茶碗に水をいれて駕籠に入
置、さまざまのかきやうをつくすに、其水少もうごかぬ程、腰肩のすはりたるを上の搔手とす、六
尺といふは、乗物の棒、六尺の寸法ゆへにいふかとや、

〔嬉遊笑覽器二用〕六尺は、中川喜雪がまかた咄に、乗物の棒は一丈二尺の物なり、それを二人してか
たぐるにより、二つにわれば、六尺なり、略中これ普通の説と知らる、さりながら、るものは、大
漢を好とすれば、六尺とは云なるべし、今も駕籠昇ならぬ小者に、六尺といふ者もあれば、駕籠の
棒によるにあらず、櫻陰比事に、勝手も人すくなに仕るべき覺悟、六尺一人、腰元づかひの女一人
隙を出しといへるも、かご昇にはあらず、

〔守貞漫稿後集三〕貴人ノ女乗物ハ奥ニテ乘之、他家ニ著テモ又奥ニ至リ下ル、奥ト玄關ノ間ハ、女
陸尺トテ、下婢ノ内ヨリ擇テ役之、路中モ供シテ他ノ玄關ヨリ亦コレニ昇ス也、

此女陸尺ニモ看板ト號ケテ、家々定リノ摸樣ヲ染メ與之、女陸尺前二人ハ背ニ向ヒ、アトジサリ
ニテ玄關ニ出ル也、又乗物ノ下左右各二鑽アリ、婢是ニ手ヲ懸ケテ助之、故ニ一駕ハ女ニテ玄關
ニ至ル、

女乗物モ路次ハ男陸尺也、前後四夫トモニ前ニ向フ、男陸尺看板ハ、男乗物ノ陸尺トハ染方別ッ也、
幕府ハ唐草、其他ハ梅櫻若松楓、鬘斗蛇等、種々家々定アリ、下輩ノ駕ニモ著之、男乗物ノ陸尺ニモ、
家ニヨリ是ニ似タル染形アレドモ、自ラ又異也、横筋或角ツナギ、或ハ輪チガヒ、又菱ツナギ等也、

〔徳川禁令考二十一下馬下乘〕萬治二亥年九月